

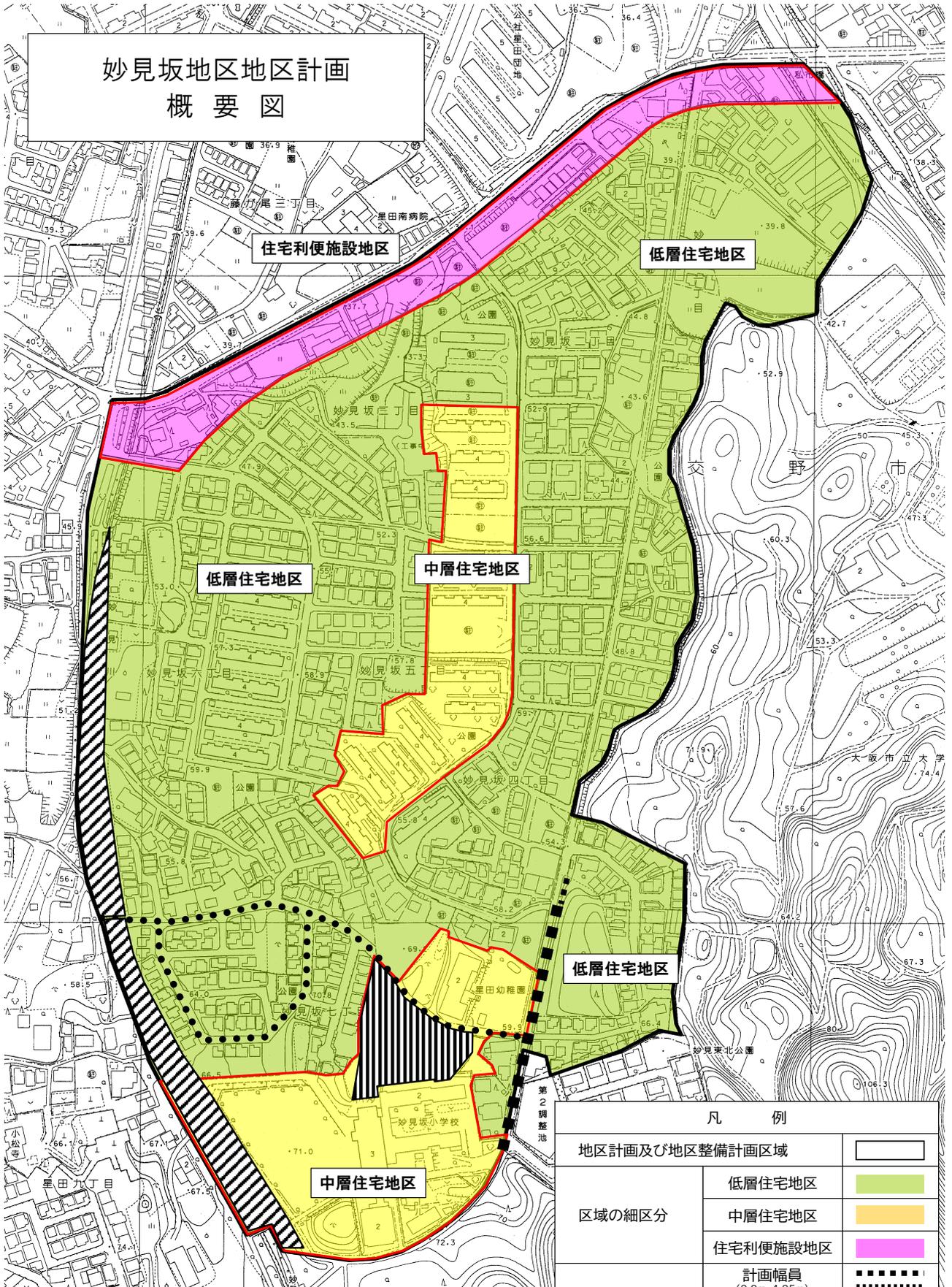
妙見坂地区地区計画(地区整備計画)概要

地区の細区分		低層住宅地区	中層住宅地区	住宅利便施設地区
基本となる規制等	用途地域	第二種中高層住居専用地域 容積率200% 建ぺい率60%	第二種中高層住居専用地域 容積率200% 建ぺい率60%	第二種中高層住居専用地域 容積率200% 建ぺい率60%
	高度地区	第二種高度	第二種高度	第二種高度
	その他	砂防指定地あり、宅造規制区域内、法22条適用、生産緑地地区あり (詳細な内容及び他の規制状況等について別途確認してください。)		
地区整備計画により追加される建築物等に関する制限	建築物等の用途	建築できないもの (1)共同住宅、寄宿舎、下宿 (2)大学、高等専門学校、各種学校 (3)事務所、店舗、その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの (4)危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (5)床面積の合計が50㎡を超える自動車車庫(建築物に附属するもの、都市計画決定したものは除く)	建築できないもの (1)寄宿舎、下宿 (2)大学、高等専門学校、各種学校 (3)事務所、店舗、その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの (4)危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (5)床面積の合計が50㎡を超える自動車車庫(建築物に附属するもの、都市計画決定したものは除く)	建築できないもの (1)寄宿舎、下宿 (2)大学、高等専門学校、各種学校 (3)事務所、店舗、その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの (4)危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (5)床面積の合計が50㎡を超える自動車車庫(建築物に附属するもの、都市計画決定したものは除く)
	敷地面積の最低限度	120㎡	120㎡	120㎡
	高さの最高限度	10m	15m	15m
	外壁等の位置	敷地境界線から、0.5m以上(地区施設道路の計画がある場合は、計画線から0.5m以上) ただし、建築物の用途が専用住宅以外の場合の1階部分の前面道路境界線までの距離は1.5m以上	敷地境界線から0.5m以上(地区施設道路の計画がある場合は、計画線から0.5m以上) ただし、階数が3を超える建築物の敷地境界線までの距離および建築物の用途が専用住宅以外の場合の1階部分の前面道路境界線までの距離は1.5m以上	
	形態、意匠	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとし、看板、広告板についても、周辺の環境を損なわないものとする。		
	かき、さくの構造	道路に面するかき、さくは生垣、ネットフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀、その他これに類するものは築造できない。ただし、次に掲げるものは除く。 (1)高さが0.6m以下のもの (2)門 (3)門の袖で長さが2m以下のもの		
の土制限利用	樹林地			
地区施設	地区施設道路 9. 9m 6. 9m 4. 95m 地区施設緑地			

都市計画決定	平成元年 8月11日	建築条例施行	平成元年10月27日
変更	平成 8年 1月31日	改正条例施行	平成 8年 1月31日
変更	平成16年 3月31日	改正条例施行	平成17年 3月 7日
変更	平成17年 3月 7日	改正条例施行	平成20年 3月28日
変更	平成23年10月21日	改正条例施行	平成23年10月21日
変更	令和5年4月13日	改正条例施行	平成24年 6月18日

※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

妙見坂地区地区計画 概要図



凡 例	
地区計画及び地区整備計画区域	
区域の細区分	低層住宅地区
	中層住宅地区
	住宅利便施設地区
地区施設道路	計画幅員 (9.9m, 4.95m)
	計画幅員 (6.9m)
地区施設緑地	
樹林地	